

行動倫理規範

制裁と禁輸措置に関する指針

ETHICS & LEGAL COMPLIANCE | ISSUED: April 1, 2017 – REVISED: April 14, 2025

Magna は、当社がビジネスを展開するすべての司法管轄区の法律を順守することを約束します。この法律には、経済的制裁法令も含まれます。本指針は、Magna International Inc.とその世界各地の事業グループ、部門、共同事業、その他の事業（「Magna」と総称）の全従業員に適用されます。本指針は、従業員、役員、取締役、コンサルタント、代理人など、Magna のために行動しているすべての人々にも適用されます。

- あなたは、以下との取引を制限する制裁法を含む、適用されるすべての法律および規制（「制裁法」）を遵守しなければなりません：
 - Magnaが事業を展開する国によって課される包括的な制裁の対象となる国および/または国の地域（総称して「制裁対象国」）。そして
 - 制裁対象国に住所を有する、又は国内若しくは国際的な貿易管理及び/又は制裁リストに記載されている個人、会社又は団体（総称して「制裁対象者」）。

制裁とは？

制裁（時に貿易禁輸と呼ばれる）とは、政府または国連などの国際機関が、特定の国（被制裁国）、業界、または個人（被制裁者）との間での、あるいはそれらの国内でのビジネス活動を制限または全面的に禁止する措置です。これらの制裁および禁輸措置は、多くの場合、制裁を課す政府が、国際平和、安全保障、または人権にとって有害と認める政策または活動を改めるように、制裁対象国の政府または制裁対象者に圧力をかけることを意図したものです。

制裁法の禁止事項とは？

制裁法は、関連する制裁対象国および制裁対象者によって異なりますが、種々の事業活動を制限または禁止します。制裁法では、多くの場合、物品、サービス、または資金の提供または移動に対して制限が課されます。制裁法は、次に掲げるものを制限または禁止することがありますが、必ずしもそうでない場合もあります。

- 制裁対象国内の人物との物品、サービス、または技術情報の売買、
- その所在地に関係なく、制裁対象者との物品、サービス、または技術情報の売買。
- 制裁対象国または制裁対象者への資金移動またはそれらを経由する資金移動、および制裁対象者（制裁対象銀行など）からの資金受領、または
- 販売者が、物品、サービス、または技術情報が制裁対象国または制裁対象者向けであることを承知の上で行う、非制裁対象国に所在する非制裁対象者への物品、サービス、または技術情報の販売。

国または個人が制裁対象国または制裁対象者に指定される経緯は？

通常、国、個人、または企業が制裁または禁輸措置の対象とされるのは、テロリズム、人権侵害、不法輸出、核兵器拡散、その他の犯罪行為などの活動に従事していると申し立てられることが理由です。Magnaが事業を展開する特定の国および地域（即ち、カナダ、米国、およびEU）は、制裁対象国と制裁対象者のリストを作成し、公開しています。例：

カナダ: https://www.international.gc.ca/world-monde/international_relations-relations_internationales/sanctions/consolidated-consolide.aspx?lang=eng

米国: <http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Pages/Programs.aspx>

EU: <https://www.sanctionsmap.eu/#/main>

国連: <https://www.un.org/securitycouncil/content/un-sc-consolidated-list#composition%20list>

ポリシー

Magnaは、制裁対象国または制裁対象者が相手方となっているかまたは関与している商取引を行いません。制裁対象国または制裁対象者が相手方となっているかまたは関与している商取引が行われているかまたはその可能性に気付いた場合は、すみやかにグループ、地域、または会社の弁護士に連絡してください。上司、もしくはRegional Compliance Officerに連絡することもできますし、またはMagnaのホットラインを通して懸念事項を報告することもできます。

制裁対象国

あなたはMagnaのために事業活動を行っている国で適用される制裁法を順守しなければなりません。また、適用される制裁法律によって必要とされる範囲において、あなたの株主持有主体の所在国の法律にも従わなければなりません。加えて、Magnaの指針は、Magnaが全世界に展開するすべての事業において、米国およびカナダの制裁法を順守することです。ただし、地域の法律により当該順守が認められない場合はこの限りではありません。

制裁法は、複雑で、国により異なり、頻繁に改正されることに留意願います。Magnaの事業活動に適用される制裁法について疑問がある場合、Magnaのグループ、地域、または会社の弁護士に相談して助言を求めてください。

違反

Magnaは、コンプライアンス違反を決して容認しません。どのような違反であれ、深刻な問題として取り扱い、懲戒処分（解雇までもを含む）を課します。

あなたが、誰かMagnaの行動倫理規範または本指針に違反していることを知っている場合、あるいは疑う場合には、グループ、地域、または本社の法律顧問に通知することにより、当該懸念事項を報告すべきです。連絡先としては(i) 上司、(ii) Regional Compliance Officer、(iii) 当社の最高倫理・コンプライアンス責任者、または(iv) Magnaのホットラインもあります。

Magnaはまた、潜在的な違反に関する懸念が報復を恐れずに提起されるような文化をサポートすることにも尽力しています。そのため、Magnaの [報復禁止に関する指針](#) では、誠意を持って懸念を報告した人への報復を禁止しています。

その他の情報

詳細な情報や助言が必要な場合は、所属するグループ、地域もしくは会社の弁護士、Regional Compliance Officer、または当社の最高倫理・コンプライアンス担当副社長に連絡してください。

Issued:	April 1, 2017
Revised:	April 14, 2025
Next Review:	Q1 2028
Issued By:	Ethics & Legal Compliance
Approved By:	Chief Compliance Officer, on behalf of Magna Compliance Council